

平成31年2月27日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証 J A S D A Q 市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2207)

GL、負債を上回る資産を明示、民事再生不要を証明。

2019年2月26日付けのタン・フン紙に、当社連結子会社のGroup Lease PCLについての記事がありましたので、その内容を日本語翻訳にてご紹介いたします。

(以下、タン・フン紙2019年2月26日付け記事の翻訳)

タン・フン紙の報道によると、破産裁判所は、JトラストがGLに対して民事再生の申し立てを行った件に関し、審理の再開を命じた。此下氏は、総資産が総負債を50億バーツ超過していることを証明でき、民事再生の要件に該当しないため、勝利への確信をもって戦うことができると言明した。

本日（2019年2月26日）中央破産裁判所は、J Trust Asia PTE LTD（Jトラスト）がGLに対して行った民事再生申し立てを棄却したが、これに対してJトラストが控訴したため、のちに行われた特別控訴裁判所での審理が行われ、その判決が中央破産裁判所において申し渡されました。

特別控訴裁判所は、GL(債務者)の負債額を証明し、その負債額が民事訴訟ポー83/61号（JトラストがGLを訴えた民事訴訟*訳者注）で係争中の負債と同一であるか否かの確認が必要と判断しました。また、（原告被告*訳者注）双方は事実認識自体が一致しておらず、そのために審理の続行が必要であると判断しました。争点はGLが破産状態にあるかどうかという点ではあるが、中央破産裁判所が審理を中断して判決を下したことは法的要件をみたしていない。よって中央破産裁判所による民事再生申し立ての棄却は不当であるとみなし、被告が会社更生にあたるのかどうか詳細に審理するために審理の再開を命じた。

尚、Jトラストが推薦したプランナーはライセンスを失効したため、裁判所は本日から45日以内にJトラストが新たなプランナーを選任することを許可した。期限は2019年4月12日となる。次の証人尋問は、2019年4月26日9：00-16：30に行われる。GLは、顧客との契約、取引先との取引、従業員への給与支払いなど、通常の業務を行うことができ

る。

グループ・リース株式会社（GL）のCEOである此下竜矢氏は、次のように語った。

「先に中央裁判所がGLに下した、Jトラストが求める民事再生適用には該当しないとの判断が、特別控訴裁判所により、GLには負債がいくらあり、支払い不能債務があるか否かを証明させる判断に今回変わった訳ですが、当社には何ら負の影響はありません。裁判所が、我々に証明する機会を与えてくれたに過ぎないのです。当社が負債額より資産額の方が多いいことを証明すれば、民事再生の必要はないのです。」

GLは負債を上回る資産を有していると改めて表明した。資産は146億800万バーツ、負債額はわずか87億3800万バーツで、純資産は57億4700万バーツに上る。この数字からわかる通り、GLはJトラストが申し立てているような、会社更生手続きを適用する必要はない。

「裁判所が審理の機会を与えてくれました。不安はありません。民事再生適用になるためには、会社の債務が資産を超過していなければなりません。我々の資産は140億バーツ、負債はわずか80億バーツ。この数字は明白です。我々は戦い続けます。あとはこれを証明するだけです。」

この他、GLにはJトラストに対して1億8000万USドル（約55億8000万バーツ）の負債を返済する能力があると確認した。Jトラストが起こした訴訟そのものが原因となって、訴訟中、GLは利息を（Jトラストに対して*訳者注）支払うことはできない。これについてGLは当該利息にかかる引当金を財務諸表にすでに計上している。

以 上